

# 高知IXサービス契約約款

Version 1.95	2007年01月01日
Version 1.90	2006年06月23日
Version 1.20	2005年10月17日
Version 1.10	2004年11月15日
Version 1.00	2004年09月24日
Version 0.99	2004年09月23日
Version 0.90	2004年09月06日

# 契約約款

## 第1章 総則

### 【約款の適用】

第1条 高知 IX サービス約款（以下「本約款」という）は有限会社ナインレイヤーズ（以下「当社」という）が提供する高知 IX サービス（以下「本サービス」という）の利用規定を定めます。

- 2 本サービスの個々のサービスメニューにおいて利用規定が設けてある場合には、契約者は利用規定に従って利用してください。

### 【約款の変更】

第2条 当社は、本約款を変更することがあります。変更の際して、本約款の変更該当する契約者に対して15日前までにその内容を通知します。

## 第2章 サービス

### 【サービス内容】

第3条 本サービスは、インターネットサービスプロバイダ（以降ISPと言う）事業を営む電気通信事業者に対し、インターネットのIPv4ピアリングサービス、IPv4トランジットサービス、およびIPv6トランジットサービスを提供するものです。

- 2 契約者はIPv4トランジットサービスを利用する際は、同時にIPv4ピアリングサービスも利用するものとします。
- 3 ISP事業を営まないもしくは電気通信事業者でない事業者に対しては、当社が本サービスの契約者として特に望ましいと認めた場合に限りサービスを提供します。

### 【IPv4ピアリングサービス】

第4条 本サービスの契約者間でインターネットトラフィック交換を行うための、OSI参照モデル第2層でのIPv4データグラム交換サービスを提供します。

- 2 経路情報交換やトラフィック交換の設定は契約者間で行ってください。当社ではピアリングを円滑に行うための仲介や情報提供をします。ピアリングの成立や解除の際は所定の方法により当社に報告してください。
- 3 本サービスの趣旨に基づき、本サービスの契約者には他契約者とのピアリングを強く推奨いたします。ただし、必ずしも他の契約者とのピアリングを保証するものではありません。

#### 【IPv4 トランジットサービス】

- 第5条 契約者のIPv4 ネットワークがインターネットの一部を構成するための、OSI 参照モデル第3層でのIPv4 データグラム交換サービスを提供します。
- 2 契約者の経路情報をグローバルなインターネット空間に広告します。また、インターネットの全経路情報ないしはその一部を契約者側に広告します。
  - 3 前項の経路情報には、契約者の要望により、地域全域を一括した付帯的経路情報を付加いたします。
  - 4 当社は、高知IXが他のIXやISPとピアリングする際に、地域全域を一括した経路情報を生成しピアリング先および本サービスの顧客に提供するために、本サービスの契約者の経路情報を用いても良いものとしします。
  - 5 契約者が独立したIPv4 アドレス空間を準備しない場合は、当社から契約者に対して割り振りを行います。割り振り空間の大きさは、契約者の要望に基づいて当社が検討の上で決定します。

#### 【IPv6 トランジットサービス】

- 第6条 契約者のIPv6 ネットワークがインターネットの一部を構成するための、OSI 参照モデル第3層でのIPv6 データグラム交換サービスを提供します。
- 2 当社から契約者に割り振った経路情報を集約した上で、グローバルなインターネット空間に広告します。
  - 3 当社から契約者にはインターネットの経路情報を広告しません。ただし、契約者の要望により当社が認める場合には、全経路情報ないしはその一部を契約者側に広告します。

## 第3章 利用手続き

#### 【利用申込】

- 第7条 本サービスを利用する場合は当社所定の様式にて申込を行ってください。
- 2 利用するにあたり支障がないと判断した場合、当社は利用を承諾する旨の通知を行います。
  - 3 契約者は申込と同時に以下の点に御同意頂けたものとしします。
    - a. ピアリングを促進するために必要な契約者情報（契約者名、AS番号、IPアドレス、連絡先等）を他契約者に対して開示すること。

- b. 当社もしくは当社と共同研究契約を交わしている共同研究組織が、当社の通信機器を用いて通信トラフィックを分析し、また契約者を特定できない形での統計情報を公開すること。

#### 【利用開始と終了】

第8条 当社は申込の承諾とともに契約者に本サービスの利用開始日を通知します。

- 2 契約者は利用を終了しようとする場合は、30日以上前に当社に通知するものとします。
- 3 利用開始日（利用開始日が暦月の初日でない場合には翌月の初日）から6ヶ月間を最低利用期間とします。

#### 【契約者情報の変更】

第9条 契約者は、名称、住所およびその他の契約者登録内容に変更があった場合、もしくは契約者の地位の承継があった場合には、速やかに当社へ通知してください。

#### 【接続技術要件】

第10条 契約者は接続の際に以下に指定する方式に準拠して接続を行ってください。ただし、事前に当社の了解を得た場合にはこの限りではありません。

- a. 当社が責任分界点となる Ethernet ポート (IEEE802.u, 100baseTX) を指定します。契約者はここで高知 IX と契約者のネットワークとを接続してください。
- b. もしくは、当社が高知県と契約する高知県情報新ハイウェイのポートを分界点として利用する場合は、当社の指定に従って新ハイウェイの VLAN-ID を取得してください。
- c. もしくは、当社が日本テレコムと契約する mpls ASSOCIO のポートを分界点として利用する場合は、当社の指定に従って mpls ASSOCIO の LSP を設定してください。
- d. 契約者は IP および ICMP データグラムのみ用い、その他の Ethernet プロトコル番号を持つフレームを使わないでください。
- e. 契約者の用いる AS 番号および IP アドレスは、正規に取得したグローバルな値を用いてください。ただし、弊社が割り振った IP アドレスを利用する場合はこの限りではありません。
- f. 契約者は経路制御に BGP4 を用いてください。ただし、契約者がトランジットサービスを用いない場合は不要です。また、契約者のネットワークのトランジットとして本サービスのみを用いる場合は、BGP4 を用いなくても構いません。

2 この他、必要に応じて当社が行う技術的指示にしたがってください。

## 第4章 サービスの中断・停止・終了

### 【サービスの中断】

第11条 当社は次の場合に、本サービスを中断もしくは制限することがあります。

- a. 当社の通信設備の保守もしくは工事の必要がある場合
  - b. 当社の通信設備に障害が発生した場合
  - c. 本サービスを提供するために当社が利用している電気通信サービスが停止した場合
  - d. 電気通信事業法の規定に基づく措置として必要な場合
- 2 本サービスの中断もしくは制限については当社は契約者に事前に通知します。ただし、緊急ややむを得ない場合を除きます。
- 3 中断もしくは制限の原因が取り除かれた場合には、速やかに復旧するものとします。

### 【サービスの停止】

第12条 次に該当する場合、当社は本サービスを停止し、さらに利用契約を解除できます。

- a. 利用申込の記載事項に虚偽があった場合
- b. 契約者が本規約もしくは当社が別に定める利用規定等に違反した場合
- c. 契約者が利用料金等を当社指定日までに支払わない場合
- d. 契約者が当サービスの正常な提供に支障を起こす状態で利用を行った場合

### 【サービスの終了】

第13条 本サービスの提供が困難になった場合、当社は30日前までに契約者に通知の上で本サービスを終了できるものとします。

## 第5章 利用料金

### 【基本】

第14条 利用料金は、別表に定めます。当社から契約者に利用料金に消費税を含めた請求書を送付しますので、当社の定める方法で契約者は支払いをしてください。

2 支払いの際に生じる金融機関への手数料等は契約者が負担するものとします。

#### 【利用開始と終了時の扱い】

第 15 条 利用開始日が暦月の初日でない場合には、開始月の料金を日割によって算出します。利用終了が暦月の最終日でない場合、料金は当該暦月の最終日までの料金で算出します。

#### 【最低利用期間に満たない解約】

第 16 条 最低利用期間終了を待たずに利用を終了する場合には、契約者は最低利用期間完了分の料金を支払うものとします。

#### 【サービスの中断に伴う扱い】

第 17 条 第 11 条に定めるサービスの中断もしくは制限において、利用料金を減額する場合があります。

2 原因が当社の過失または作業中のやむを得ない事故による場合、中断もしくは制限が起こった時間に応じて料金を減額します。

3 原因が当社に因らず、かつサービスの中断もしくは制限が起こり得ることを事前に当社が知り得たにも関わらず契約者への通知を怠った場合もしくは著しく通知が遅延した場合は前項と同様とします。

#### 【サービスの停止に伴う扱い】

第 18 条 第 12 条によるサービスの終了に関する料金については、契約の解除日をもって利用終了日とし、料金を算出します。ただし、契約の解除日が最低利用期間に満たない場合には、最低利用期間完了分の料金を支払うものとします。

#### 【延滞利息】

第 19 条 支払期日を経過しても支払いがない場合は、支払い期日の翌日から支払いの日までの期間について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求する場合があります。

## 第 6 章 その他

#### 【免責】

第 20 条 本サービスの利用において直接的または間接的に発生した契約者の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

2 本サービスを利用して契約者が第三者もしくは本サービスの他の契約者に対して損害を与えた場合も同様とします。

#### 【約款で定めない事項】

第 21 条 本サービスのご利用に関して、本約款、その他当社が別に定める利用規定等および当社の指導により解決できない問題が生じた場合には、当社と契約者との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

【準拠法】

第 22 条 本約款と本約款に基づく行為は、日本法に準拠し日本法に従って解釈されるものとします。

【言語】

第 23 条 本約款が複数の言語で記述されている場合、日本語で記述されているものを正式なものとしします。

【係争】

第 24 条 本サービスのご利用に関して、当社と契約者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要がある場合には、高知地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 第 7 章 附則

本約款は 2007 年 01 月 01 日より実施します。

## 別表

利用料金				
項目	方式・品質	税別月額（円）	課金体系	備考
ピアリング	ベストエフォート	25,000	固定	I/F 最大 100Mbps
トランジット	ベストエフォート	2,500/100Kbps	従量	95%タイルが 5Mbps 未満
		25,000/Mbps	従量	95%タイルが 5Mbps 以上
トランジット	I/F 帯域保証	25,000/Mbps	固定	
IPv4 アドレス	当社からの割振	20/アドレス	固定	

従量分については毎5分ごとのトラフィック量を当該月において出側と入側で計測し、毎5分トラフィック量の降順の上位95パーセント値を算出し、出側と入側で大きい方を当該月のトラフィック量とし、単位以下の端数を切り上げて算出する。なお、計測不能の時間帯が発生した場合には、当該時間帯についてはトラフィック量を0と見なして算出する。